

総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 6 月 19 日(水) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 35 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、
6 番 幸前信雄、 7 番 杉浦辰夫、 11 番 鷺見宗重、
13 番 磯貝正隆、 15 番 小嶋克文
オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

5 番 柴田耕一、 8 番 杉浦敏和、 9 番 北川広人、
10 番 鈴木勝彦、 12 番 内藤とし子、 16 番 小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、財務GL、情報GL、
市民総合窓口センター長、市民窓口GL、市民生活GL、税務GL、
都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、都市防災GL、
上下水道GL、地域産業GL、
会計管理者、監査GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第32号 高浜市税条例の一部改正について
- (2) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
- (3) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- (4) 議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第1回)
- (6) 陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る、6月17日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件及び陳情1件であります。当委員会の議事は議案付託表の順序により、逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いいたします。

説（総務部） 特にございません。

《質 疑》

（１）議案第３２号 高浜市税条例の一部改正について

問（６） 今回の市税条例の中の住宅ローン控除の件についてなんですけども、住宅ローン控除の拡大、延長というのは、消費税の引き上げに伴う税負担の影響を平準化するという理解なんですけども、今回、消費税法案のときに、景気の関係で、ひょっとしたらやらない可能性があるというようなことを謳われているんですけども、もし仮に、消費税の引き上げがなかった場合、今回の取り扱いはどういうふうになるんですか。

答（税務Ｇ） ただいま、消費税が上がらなかった場合には、どのようなことになるかということでございます。今回の住宅取得控除の拡大、延長につきましては、あくまでも、消費税の引き上げを前提としております。仮に、消費税が上がらないとした場合には、４年間の延長というのはございますけども、７％の控除限度額、それと、４００万円の最大控除額の適用はないということになりますので、よろしく願いいたします。

問（６） 消費税絡みでもう１件お聞きするんですけども、消費税の今、５％ですよね。それで、消費税が上がるタイミングに契約してしまうと、引き渡しに関係なくその契約のタイミングで５％が適用されて、実際に支払うのが、消費税が引きあがったあとという形になると、この場合、その４００万円の最大控除の適用というのは受けれるのかどうか、その辺をお伺いしたいです。

答（税務Ｇ） 先ほども御答弁させていただいたように、今回は、住宅取得控除の拡大、延長につきましては、消費税の引き上げが前提ということになっておりますので、委員、言われるように、住宅を建てるときに５％の消費税、それから、税のほうは７％の最大控除を受ける。両面から受ければ一番いいんですけども、そういうふうな運びになっていなくて、どちらか一方を選択することになります。５％で建物を建てられた場合には、７％の１３万６、５００円の控除限度額は受けられないと。逆の場合は、８％の場合には受けれる

よということになりますので、よろしく願いいたします。

問（6） 少し運用の中でお伺いしたいんですけども、多分、住宅取得控除を受けるには、確定申告にこられて書類を出されると思うんですけども、よく一般的に、内税にしたり、外税にしたりという話があると思います。内税にされてしまうと、5%か、8%か、なんてわからないですけども、その辺は、書類の提出というのは、その確定申告のとき、窓口で何か確認されるようなこと、させるんですか。

答（税務G） まだそこまでの運用については、確定はしておりませんが、ただ、消費税、5%、8%の建てた場合での運用が違う、運用というか、住宅ローンの控除が違ってきますので、必ず確定申告のときには、住宅が5%なのか、8%なのかは確認する。口頭だけではなくして、バックデータの資料があるような形での確認を取るということになるかと思いますが、よろしく願いいたします。

問（6） この件の最後の質問になりますけども、7%に引き上げたときに、市のほうで、どれだけ影響出るかというのを教えていただきたいんですけども。

答（税務G） 7%の場合に、私ども、ちょっと平成25年度の賦課マスターで試算させていただいたところ、大体ちょっとアバウトな数字なんですけども、80万円から200万円ぐらいが影響ふえるのではないかと。ただ、その、ふえる。ごめんなさい。減少するですね。減少するではなかろうかと。ただ、減少分については、国庫のほうから補填されるというふうに聞いております。

問（6） ありがとうございます。

問（11） 先ほどの住宅ローン控除についてですけども、ちょっとわかりにくい部分がありまして、これ数字でちょっと、実際の数字というか、所得から何からということで、例を示していただきたいんですけども。

答（税務G） 具体的な例ということでございますけども、まず、おおむね年収600万円と仮定します。それで条件として、夫婦2人、それから中学生、小学生の4人世帯。それから住宅借入額が、3,300万円、ローンの1%で控除可能額が、33万円とした場合でございますけども、所得税額が、19万2,500円。住民税額が、29万7,500円になります。現行の制度からいいますと控除額は、20万円が限度ですので、20万円になります。しかし、

改正法案を適用しますと、32万9,000円になりまして、現行に比べて、12万9,000円の増と。住宅取得控除を12万9,000円の増、受けられるということになります。

問(11) それで12万円の増ということで、この控除ですかね。控除限度額を超えた分は、市のほうで補填するということだと思っんですけども、それはいくらぐらいになるんですかね、これで。

答(税務G) 控除限度額を超えた分が市の補填になるというのではなくして、所得税で引ききれない分を住民税から控除するということですので、その影響額が、先ほど幸前委員のほうから質問があったように、80万円から200万円ぐらい、年間で増額となるということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第32号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

委員長 ありませんか。

「質疑なし。」と発声するものあり。

委員長 質疑もないようですので、議案第33号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

問(4) 第34号なんですけども、今回、改正によりましてですね、特定継続世帯という新しく規定される等の改正が行われているんですが、まず、改正の目的とですね、意図について教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

答（市民窓口G） 今回の改正の目的ということでございますが、平成20年度の後期高齢者医療の創設に伴いまして、国保世帯の被保険者が、国保と後期高齢者医療に分かれることになりましても、従前と同程度の国保税に負担となるようにするために、現行では国保税の軽減判定所得の算定の特例。そして、世帯別平等割の配慮として2分の1軽減を実施しているところでございます。この措置は、国保と後期高齢者医療に分かれてから、5年の特例措置とされておりますため、何らかの対策を講じなければ、平成25年度から負担が増す世帯が生じてくる見込みでございます。この負担を緩和するために特定継続世帯として、軽減が延長されるなどの措置が講じられているところでございます。

問（4） ただいま説明がありました特定継続世帯としてですね、軽減が延長されるということで、説明があったかと思うんですけども、平成25年度においてですね、何世帯が対象であると見込んでいるのか、また、それによつてですね、延長による市の影響額がどのくらいあるかを見込んでいるかをお教えください。

答（市民窓口G） 平成25年度に特定継続世帯になる世帯ということでございますが、181世帯と見込んでおります。また、特定継続世帯の軽減額の総額でございますが、平成25年度で、170万円程度と見込んでおります。

問（4） ありがとうございます。

問（11） この3年以降になる。3年以降も4分の1という措置を取られるということになるんですけども、これの根拠をお示してください。

答（市民窓口G） まず、特定世帯が5年間。これが2分の1軽減されます。その後、まだ特定世帯ということになりますと特定継続世帯として、新たに3年間、こちら4分の1の軽減がされることとなります。通算では、8年間の軽減が受けられるということとなります。

問（11） その理由ですよね。それが、説明されただけでは、ちょっとわからないんですけども。

答（市民窓口G） 先ほどもですね、説明させていただきましたとおり、国保と後期高齢者医療と二つのものに分かれたときに、世帯別の平等割は、それぞれに掛かることなく、片方、国保のほうにつきましては、これが2分の1軽減されるということで、軽減が実施されております。先ほど申しましたように、

5年間で切れてしまいますので、新たに3年間、こちら延長するという事で、4分の1の軽減とされております。ちなみにですね、この2分の1軽減をした、この軽減分につきましては、特定世帯ではない方の税によって賄うこととされております。このあと3年間の4分の1軽減につきましても、その軽減分につきましては、一般の被保険者、特定継続世帯ではない方が負担することとなります。本来でありますと、公平性から考えますと5年間で、この軽減措置というのは切ってしまうということになろうかと思いますが、ただ、これをすぐ切ってしまうと、あまりにも特定世帯の方の負担が大きくなってしまいうことで、激変緩和のために3年間、4分の1の軽減が実施されるということになったということでございます。

問(11) だから、その8年間は、こう軽減してもらえるんですけど、そのあとということも考えられますので、この3年間という意味が、ちょっとよくわからないので、明確な回答をお願いしたいと思いますけど。

答(市民窓口G) こちらの制度につきましては、延長を3年間ということは、国のほうで決められたということで、この3年間のあとにつきましては、何らかまだ定められているということではございませんので、とりあえず、3年間、4分の1の軽減をさせていただきまして、その後、どういったことで国のほうが判断されるかということになろうかと思えます。

問(11) 3年間終わった時点か途中でも見直しをするということですので、また、そのときにはよろしく願いますということで、終わります。

答(市民総合窓口センター長) 必ずやるということではなくて、国の動向による中で、そのような改正があれば、市のほうも対応していくということでございますので、市からやるということではございませんので、よろしく願います。

委員長 質疑もないようですので、議案第34号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

問(15) 今回、「センチュリー21」が平成25年3月31日をもって借り

上げの満了日を迎えるわけですが、既に入居されている方に対しては、この満了になる日がいついつになるということは、いつごろ周知されているのか。また、その当時において何人の方が入居されていたのか、まず、すみませんけども。

答（市民生活G） まず、入居者の方には、契約の段階でまずお話をさせていただいております。その後、借地借家法の規定もございまして、半年前以上には、通知をしなければいけないということになっておりますので、そのタイミングを逸することなく、説明をさせていただいております。なお、いつの時点でということですが、平成24年度に返還しておりますので、現在、5軒の方がおりますので、5軒の方については、説明をさせていただいたという状況でございます。

問（15） そうしますと、これは改めて募集の停止ということはないんですか、これは。

答（市民生活G） スケジュールといたしましては、これも建物所有者のほうにも、半年前に契約の解除の通知をする必要がありますので、その解除の通知をした時点です。管理会社、新たに建物所有者が新たな管理会社を決められるか、あるいは御自分でやられるかという判断をされることとなります。従って、その間、入居のお問い合わせがあった場合については、そういった平成25年4月1日からは、こういった形の管理体制になります。それで平成25年3月31日は、市との契約になりますという形になりますので、おおむね大体2年契約をされるケースが多いものですから、1年目は市、2年目は新しい管理会社という説明の形で募集をさせていただくという形になります。

問（15） これ最後になりますけども、この3月31日現在において、この「センチュリー21」は終わったんですけど、残りの借上住宅の入居率。

答（市民生活G） それでは、あと残りがですね、五つございますので、それぞれ、これは平成25年3月末現在で申し上げますと、「エクセル湯山」が、43.8%、「ロイヤル八幡」が、50%、「パークビレッジ」が、50%、「ビラ湯山」が、30%、「ハイツセブン」が、70%という状況でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第35号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

問(11) 企業支援型地域雇用創設事業の概要ということで、説明資料はありますけども、この中で、4番目の業務内容ですよ、これ9カ月、170日ですけども、まず、これ8時間労働で計算しているのか、お答えください。

答(地域産業G) 就業の時間でございますが、1日、8時間で計算しておりますので、よろしく願いいたします。

問(11) この人件費ですけど、これちょっと計算してみたんですけど、8時間で、840円ぐらいになるかと思うんですけども、これについては、どういう形になっていきますか。

答(地域産業G) こちらの時間数でございますが、9カ月ということで計算をさせていただいております。そのうち、7月分につきましては、契約上、実質、10日間の計算になりますので、7月が10日ということで、8時間。それから、残りの8月から3月までが8カ月で、20日間ということで、合計が170日ということで計算させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

問(11) 最低賃金よりは、今、多いように感じますけども、もう少しこのことについては、悪いとは思いませんけども、ちょっと少ないかな。賃金の点は少ないように感じますけども、いかがでしょうか。

答(地域産業G) こちらの単価でございますが、実は、予定のNPO法人、こちらのほうと調整というか協議をさせていただいております段階で、既存のお勤めの方、こちらの方がおみえになりますので、そちらの方との賃金との照合というかですね、あまり格差がないようにということで、単価として提示させていただきましたので、その単価を採用させていただいたという経過でございます。

問(11) それからですね、この物件費ということで、調理器具等設備購入

費というふうになっていますけども、これは、どうしてこういう形で計上されているのか、お答えください。

答（地域産業G） こちらの物件費につきましては、この事業の性格上、雇用を前提とした、この事業の中です、必要な物件費については計上可能ということになっていまして、その関係で、この事業を推進するに当たりまして、必要な備品等ですね、喫茶、フロアーの調理器具とかですね、パンの調理器具、それから、消耗品とか一般管理費については、計上可能ということになっていますので、計上させていただいたものでございます。

問（15） いまと同じところでございますけども、今、見ますと5番目の事業費のところ、人件費が、114万3,000円、物件費が、103万円ありますけども、これは、この比重といいますか、割合は、あらかじめ県のほうで、例えば、物件費は、最低、最高でも例えば半分ですと、こういった何かあります、これは。

答（地域産業G） 県のほうから示されている数値につきましては、50%以上となっておりますので、よろしく願いいたします。

問（6） 同じく、緊急雇用の創出事業基金事業なんですけども、この関係で、今回、1年間というか途中からなんですけども年度の終わりまで多分ここで働かれると思うんですけども、この方は、このあとどうなるんですか。要は、緊急雇用で、そのときに入れるのはいいんですけども、以前もこういう事業で保育士の免許取っていただいたりですとか、あとのことを考えてということをやられていたと思うんですけども、その辺の考え方があれば、教えていただきたいんですけども。

答（地域産業G） こちらの事業につきましては、その性格上、やはり単年度ということになっておりますが、引き続き雇用のほうは継続していただきたいというのが、事業のほうの趣旨の中に入っております、その関係で、引き続き雇用していただいた場合は、平成26年度ですね、平成26年4月以降、新たな平成26年度からも引き続き採用していただける場合は、30万円の一時金が支給されるということで、その分につきましては、雇用のほうを継続していただければ、そういった形で国のほうからもみていただけるということでございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

(6) 陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情について

意(11) 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。文中の1の「公契約条例の実現など働く者の権利を守り、生活の向上を図ってください。」の中で、「公契約条例を制定し、すべての公共調達において適用してください。」と具体的に訴えられています。国の最低基準法の最低賃金は、諸外国と比べても極めて低く、その結果、全国で生活保護の基準と最低賃金額との逆転現象が生じているという矛盾した事態さえ生じています。最低賃金の大幅引き上げが必要であるが、そのためには、中小零細企業の経営を破たんさせないための十分な対策を行うことが同時に必要とされるため、一定の期間を要します。今日の経済情勢の下では、労働者の賃金の底上げを実現し、地域経済を活性化するために公契約条例の制定は極めて有効、効果的で実現可能な施策であるといわれています。地方自治法第1条の2は、住民の福祉の増進を図ることは、地方公共団体の責務であると規定し、公共サービス基本法第11条は、国及び地方公共団体は、安全かつ優良な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう求めるものと規定しています。このように、高浜市においても、公契約条例の制定は必要と考え、本陳情に賛成します。

意(15) 民営化とか民間委託等は行わないでくださいというふうに表現がありますけども、民間のノウハウ、また、知恵を否定するような本陳情には、反対です。それで、民間委託がなぜ住民サービスの低下につながるか、これも全く根拠がありませんので、改めて反対をさせていただきます。

意（３） 私も、反対の立場からお話をさせていただきます。まずですね、先ほどの公契約条例の話ですけれども、２００９年に公共サービス基本法が制定されて、同じ年に参議院本会議においても請願が採択されたとありますが、大体平均してみましても、建設工事の大体４割が公共工事であって、６割が大体民間の工事ということもありますので、賃金だとかですね、労働条件で大きな影響を与えかねない。市の公共工事と民間工事でのですね、賃金格差というのも会社の中等でもですね、また生じてくる恐れもありますので、まだ調査だとかですね、研究が必要かなと思いますので、私は、この陳情に反対させていただくのと、あとですね、意見書の案⑨ですね、「農業と日本の食糧主権、地域経済を破壊するＴＰＰ参加に反対する意見書(案)」とありますので、こちらのほう、前回はＴＰＰの交渉参加の件とＴＰＰ参加の件で、議会のほうにも陳情だか何か上がっていたと思うんですけど、そのときもちょっと私参加反対に反対をさせていただきましたけれども、ＴＰＰというのは、いろんな角度からまだ見る部分もありますけれども、実際ですね、ここ農業のことも書かれているんですけど、日本の農業というのも格別ですね、では、ほかの国と比べて技術が劣っているかということ、そうでもないですし、日本の農業のやはり力というのは、各国でも証明されている部分が、正直あります。日本の国内市場という部分をみましても、今後すばんでいく中で、世界的な市場というのをしっかりと視野に入れて戦略を考えていくべきではないかなというのがあります。それからあと、ＩＳＤ条項のことが持ち込まれてますけれども、ＴＰＰとＩＳＤ条項というのは、全く別物になると思います。日本でも、今、まだＴＰＰ、加盟はしておりませんが、ＩＳＤ条項というのは、２５カ国と、確か結んでいるはずですので、そこら辺も考えますと、ここにＩＳＤ条項が持ち込まれていること自体もう不可解に思いますので、私は、反対をさせていただきたいと思います。

意（２） 私も、反対の立場で意見を言わせていただきます。このところですね、米字で、星印で重点要望ということで、その中で民営化、民間委託等を行わないでください。すでに実施されている民間委託等については、住民サービス向上のために直営に戻すことを検討してくださいとかということが書いてありますけれども、高浜の場合はですね、いくつかやっておるわけですけども、その中で、参考でちょっと言わせていただきますと、図書館も指定管理、や

ってるわけですがけれども、図書館の指定管理につきましても、指定管理にするまでは、資料購入費が1,000万円だったものが、いわゆる指定管理してからは、1,450万円ということで、資料購入費もふえておりますので、私は、この陳情に対して反対をさせていただきます。
委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第1号についての意見を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

《採決》

(1) 議案第32号 高浜市税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第33号 高浜市都市計画税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(3) 議案第34号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(4) 議案第35号 高浜市借上公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

(5) 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算(第1回)

挙手全員により原案可決

(6) 陳情第1号 公契約条例の制定など働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。一つ、中小企業振興について、一つ、中小企業対策について、一つ、防災対策について、以上3件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前10時35分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長